

# 例会報告

第2292回例会報告議事録

日時 25年5月21日(火曜日)

場所 ホテル マークワン 我孫子

時間 12:15点鐘

ロータリーソング「奉仕の理想」

ゲスト: なし

## 会長挨拶

米田会長エレクト(代理)



先日のレンゲまつり、お疲れ様でした。参加者は200名位だったそうです。奥様方にも前日参加していただき、美味しい豚汁でした。ただ、かなり余ってしまったので、来年は少量を減らしてもいいかもしれません。丸田会長からの伝言ですが、凧作りの参加者の人数、豚汁をどれくらい食べて頂いたか、決算等、よろしくお願い致します。

5月7日の理事会報告は週報をご覧ください。

28日の例会変更ですが、柏クラブ主催の創立記念移動例会になります。点鐘1時30分、アミューズ柏にて、柏市長のお話しと映画鑑賞が行われます。15時より三井ガーデンホテルにて懇親会を開催致します。よろしくお願い致します。

2014~2015年度のがバナー補佐として松本会員を指名致しました。

2015~2016年の50周年事業の実行委員長として星野会員を指名致しました。

5月14日に会長幹事会が行われました。IMのお礼があり、ライフジュニアセミナー参加要請については、窓口は新世代委員長の服部会員にお願い致します。各クラブ1名の参加要請があります。我孫子東高校に参加を呼びかけております。

6月11日は会長幹事の新旧交代式です。

規定審議会ニュースということで、「パートナー会員を認める。ただし専業主婦はNG」とあるのですが、改めて会長より説明を聞いてください。

ライラセミナーが実施されるとのことです。

先日、来年度の委員会構成を週報に記載させて頂いたのですが、地区の委員会体制と違いがありますので、来年度は地区の委員会構成と同じ形にしたいと思います。修正致しましたので、ご確認ください。地区の方では「新世代奉仕委員会」ですが、当クラブでは「青少年奉仕委員会」となっておりますので、その点もよろしくお願い致します。

来年度の活動計画書ですが、6月11日までに提出をお願い致します。

クラブ管理運営委員長は上村文明会員、職業奉仕委員長は野田会員、社会奉仕委員長は鈴木会員、国際奉仕委員長は星野会員、青少年奉仕委員長は服部会員、ロータリー財団委員長は松本会員、米山奨学会委員長は鈴木会員の6名です。よろしくお願い致します。

委員会構成についての細則第9条ですが、若干変更致しますので、よろしくお願い致します。

## 税制改正について

上村文明会員



昨年、自民党の阿部政権が変わってからアベノミクスだとか言っていて、経済が好況に転じております。税制もそこをバックアップするべく変わっているようです。今年は早く改正されました。

2010年に中小企業法というものができ、やる気のある中小企業に対しては応援することが決まりました。中小企業庁等が入って来て、全般的な行政の縦割りじゃない所で中小企業を応援しようという形になっています。

今年の3月31日で中小企業金融円滑化法案が期限が来て切れました。この法律によって債券の取り立て等が出来にくい状態だったのですが、徐々に債権回収が展開されるのかなと思います。

認定経営革新等支援機関という制度ができました。私の事務所も申請をして認定機関になっています。多くの金融機関、京葉銀行さん、千葉銀さんも認定機関になって中小企業の経営支援に当たろうとしています。中小企業に対する援助を認定機関を通すと税金が安くなります。

法人税と所得税の改正についてお話しします。法人所得の改正については、商業、サービス業、農林水産業活性化税制の創設があります。生産等設備促進税制の創設は設備投資の不足を補う税制です。所得拡大促進税制の創設、雇用促進税制の拡充、交際費損金不算入制度の改正等もあります。

認定経営革新等支援機関等の助言、指導を受けて、建物付属設備、器具備品等を購入すると特別償却、もしくは税額控除が受けられます。対象となる資産はひとつ30万以上の器具備品、60万円以上の建物付属設備です。認定支援機関の認定を受けて購入すると取得価格の30%が特別償却で経費になるか、税額控除を受ける事ができます。たとえば一千万円の建物付属設備を購入したとすると、300万円を特別償却とするか、70万円の税額控除を受けることができます。ただ、その法人の所得の20%が限度です。

平成10年のリーマンショックあたりから、日本の総設備投資が減価償却費を下回っている状態が続いています。設備投資をしていかないと、設備が劣化していきます。そのためのものが生産等設備促進税制の創設です。

所得拡大促進税制は従業員の給与が上がる為の税制措置です。昨年より5%増加させた場合が対象です。

雇用促進税制の拡充は、雇用促進計画をハローワークに届けます。増加要件としては10%以上、2人以上従業員を増やさなければなりません。一人当たり20万円だったのが40万円控除を受けられるようになりました。

交際費損金不算入制度は、今まで600万円を越える交際費については課税されていました。10%を加算しなければならず実質的には540万円が限度でした。それが800万円まで増え、10%の加算もなくなりました。

消費税は、26年4月から8%、27年10月から10%に上がる計画になっています。24年8月に消費税改正法が国会を通り、交付されました。ただ、逆進性というのがあり、弱者にとってきつい税金になります。消費者にとって重要な食物等は税率を軽減しようという考えもありますが、線引きがむずかしいです。軽減税率についてはまだ決まっていません。ヨーロッパには付加価値税というのがありますが、税額表(インボイス)が常に品物についています。日本の場合は、帳簿一括方式ですので、軽減税率を適用した時むずかしいのかもしれない。

フランスでは国内保護の為かフォアグラ、トリュフは軽減税率で、キャビアは標準税率です。チョコレートは標準税率ですが、板チョコは軽減税率です。イギリスでは暖かいテイクアウト商品は標準税率ですが、総菜等の温度の低い食べ物は軽減税率です。ドイツでは店内で飲食すると標準税率ですが、テイクアウトすると軽減税率です。

請負契約は26年4月1日より引渡をしたものから8%の消費税率になります。建物等は高額な為、3%の違いは大きくなり、駆け込み需要が予想されます。

資産の貸し付けについては25年9月30日までに契約締結され26年3月31日までに貸し付けが開始されたものは旧法が適用されます。賃料改定の文言が入っている契約は旧法が適用できません。

所得税については、4千万円以上の所得税率が40%だったのが45%になりました。

住宅ローン控除については、26年4月1日以降の購入についてはローン控除が4千万円まで認められます。年間40万円の所得税の減税が10年間続きますので、総額400万円、税金が安くなります。

印紙税は3万円未満の領収書には収入印紙を貼らなくて良かったのが、5万円未満になります。

今まで5千万円プラス法定相続人×1千万円まで相続税はかかりませんでしたが、3千万円プラス法定相続人×600万円になります。最高税率が50%だったのが55%に上がります。

未成年者控除が6万円だったのが10万円になります。障害者控除が6万円×85歳だったのが、10万円×85歳になります。

教育資金の贈与は1500万円まで贈与税が非課税になります。おじいちゃん、おばあちゃんが孫の教育資金として贈与したお金1500万円は孫が30歳になるまで非課税になります。教育資金として管理し、領収書の添付が必要になります。

## 出席報告

新井委員長

16名出席(全員で25名) 出席率64.0%

## ニコニコBOX

お名前	メッセージ	金額
木村会員	レンゲ祭、欠席いたしました。すみません。当日は柏でスクールIEの説明会があり、バッティングしてしまいましたが、こちらも盛況でした。	1,000円
小池会員	孫が生まれました。	10,000円
佐藤会員	写真いただきました。	1,000円
澁谷会員	写真ありがとうございます。	1,000円
鈴木会員	レンゲ祭りありがとうございました。	1,000円
高橋会員	レンゲまつりの写真ありがとうございます。	1,000円
野田会長	レンゲ祭り写真ありがとうございます。	1,000円
星野会員	レンゲまつりのご協力ありがとうございました。写真をいただきました。	1,000円
松本幹事	写真御礼。	1,000円
米田会員	写真ありがとうございます。	1,000円
当日計		19,000円
今期累計		380,088円

ロータリーの友 事務局 ホームページ [www.rotary-no-tomo.jp](http://www.rotary-no-tomo.jp)  
メールは [web@rotary-no-tomo.jp](mailto:web@rotary-no-tomo.jp)

環境NPOオフィス町内会が中心となって2005年に立ち上げた新たな間伐促進活動が「森の町内会」です。この活動に賛同して「印刷用紙」や「コピー用紙」を使用する企業は2009年9月現在、92社にのぼり、その環境貢献として促進される岩手県岩泉町・葛巻町・青森県三沢市での間伐は、年間30haの規模になっています。グリーン購入大賞で大賞を、山村力コンクールで林野庁長官賞を受賞しています。



この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

我孫子ロータリークラブは、環境貢献として、「森の町内会」を応援します。